

『自己啓発の会』会則 丁第 4 号証の1

(名称)

第1条 本会は「やなぎ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「職場管理者教室」修了者の自己啓発意欲に応え、会員相互の啓発・交流を目的とする。

(会員の基本理念)

第3条 本会の会員は、次の3点を基本理念とし、個人が自ら考えて行動する。

- (1) 社会の進展と変化に対応できるよう人間的成長を図る。
- (2) 働きがいのある明るい職場づくりを行う。
- (3) 生活の基盤である企業の発展と労使関係の安定に努める。

(会員資格)

第4条 本会は、「職場管理者教室」を修了した者の内、柳町工場に在籍（駐在者等は役員会で検討、承認を得る）し、前条の基本理念に賛同して自ら行動する者をもって構成する。

2. 会員の入会に関する手続きは、別に定める。
3. 会員は次の場合には、休会扱いの会員（以下「休会員」という）とする。
 - (1) 課長・グループ長以上の役職者となったとき。
 - (2) 労働組合業務に専従したとき。
 - (3) その他特別の理由により会に参画できなくなったとき。
4. 会員の退会に関する手続きは、別に定める。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 専門部の部長
- (5) 会計監査

2. 役員の数人は、別に定める。

(役員を選出および任期)

第6条 役員は、会員の互選により選出する。

2. 役員任期は、原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

(行事、活動)

第7条 本会は、第2条の目的に沿って各種行事、活動を行う。

2. 具体的項目は、別に定める。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2. 第4条第3項に定める休会員については、会費の納入を原則的に免除する。
3. 会費の納入に関する事項については、別に定める。

(会計)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 予算決算については、別に定める。

(改廃)

第10条 この会則の改廃は、会員の過半数の賛成を必要とする。

(実施)

第11条 本会則は、平成10年4月25日より実施する。

『自己啓発の会』運営細則 第 4 号証の2

(目的)

第1条 この細則は、「やなぎ」の運営に関する細則について定める。

(入会手続)

第2条 会長は、「職場管理者教室」修了者に対して基本理念および活動内容について説明し、修了者が活動に賛同した場合に、会則を提示し入会の手続きを行う。

2. 新規入会者に対して「基本理念」を説明する。
3. 新規入会者を対象に受け入れ式を開催する。
4. 他の事業場において「自己啓発の会」の会員であった者が柳町工場に転入（駐在者等は役員会で検討、承認を得る）したときは、移動通知により入会を認める。

(退会)

第3条 会員が次の各項に該当するときは、退会する。

- (1) 会社を退職したとき。
- (2) 他の事業場に転出したとき。
- (3) 会員がその言動から著しく会の品位を損ない、あるいは会の運営に支障を来すおそれがあると判断されるとき。

(役員)

第4条 役員の数

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 会長 1名 | (4) 会計監査 2名 |
| (2) 副会長 2名 | 役員より 1名 |
| (3) 事務局長 1名 | 一般より 1名 |
2. 役員は、専門部を兼務する事もある。

(専門部)

第5条 専門部の数

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 総務部長 1名 | (3) 教育部長 1名 |
| (2) 組織部長 1名 | (4) 情宣部長 1名 |

(行事、活動)

第6条 各種行事、活動の具体的項目。

- (1) 総会
- (2) 各種研修会
- (3) 各種交流会
- (4) 各種レク活動
- (5) その他

(会費)

第7条 会則第8条に定める会費は月額500円とする。

(予算)

第8条 予算案及び決算報告書は役員会で作成し、総会の承認を得なければならない。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、役員の過半数の賛成を必要とする。

(実施)

第10条 本運営細則は、平成10年4月25日から実施する。